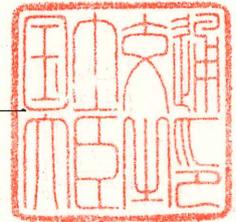




国鉄事第6号
令和元年5月15日

運輸審議会
会長 原田 尚志 殿

国土交通大臣
石井 啓



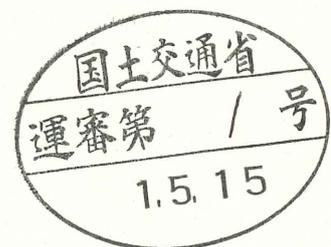
諮問書

鉄道事業法第64条の2の規定により、下記申請に係る処分に関し諮問する。

記

令和元年5月10日付け営業第77号による北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道事業の旅客の運賃及び料金の上限変更の認可について（別紙）

以上



(別紙)

事案の種類	申請事業者	事案の内容																																																			
鉄道の旅客運賃及び料金 の上限変更認可	北海道旅客鉄道株式会社	<p>すべての運賃及び料金に消費税及び地方消費税（１０％）を含んだ以下の額を上限額とする。</p> <p>１．北海道旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合の鉄道の普通旅客運賃</p> <p>（１）鉄道の普通旅客運賃の計算方法及び端数計算 鉄道事業法第１６条第１項の定めに基づき、平成７年１２月２２日（鉄業第９１号）で運輸大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、１．１０を乗じ１０円未満の額を四捨五入し１０円単位とした額とする。 ただし、賃率等のうち一部を（２）～（４）のとおり変更する。</p> <p>（２）幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等 賃率 営業キロ１キロメートルごとの現行の賃率２００キロメートルまでの部分１７円８５銭を１９円７０銭に変更する。 営業キロ１００キロメートルまでの普通旅客運賃 前にかかわらず、営業キロが１００キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="667 1234 1394 1984"><thead><tr><th>営業キロ</th><th>税抜運賃</th><th>運賃</th></tr></thead><tbody><tr><td>１ - ３</td><td>１８２円</td><td>２００円</td></tr><tr><td>４ - ６</td><td>２２８円</td><td>２５０円</td></tr><tr><td>７ - １０</td><td>２６４円</td><td>２９０円</td></tr><tr><td>１１ - １５</td><td>３１０円</td><td>３４０円</td></tr><tr><td>１６ - ２０</td><td>４００円</td><td>４４０円</td></tr><tr><td>２１ - ２５</td><td>４９１円</td><td>５４０円</td></tr><tr><td>２６ - ３０</td><td>５８２円</td><td>６４０円</td></tr><tr><td>３１ - ３５</td><td>６８２円</td><td>７５０円</td></tr><tr><td>３６ - ４０</td><td>７８２円</td><td>８６０円</td></tr><tr><td>４１ - ４５</td><td>８８２円</td><td>９７０円</td></tr><tr><td>４６ - ５０</td><td>１，０２８円</td><td>１，１３０円</td></tr><tr><td>５１ - ６０</td><td>１，１７３円</td><td>１，２９０円</td></tr><tr><td>６１ - ７０</td><td>１，３５５円</td><td>１，４９０円</td></tr><tr><td>７１ - ８０</td><td>１，５２８円</td><td>１，６８０円</td></tr><tr><td>８１ - ９０</td><td>１，７１９円</td><td>１，８９０円</td></tr><tr><td>９１ - １００</td><td>１，９１０円</td><td>２，１００円</td></tr></tbody></table>	営業キロ	税抜運賃	運賃	１ - ３	１８２円	２００円	４ - ６	２２８円	２５０円	７ - １０	２６４円	２９０円	１１ - １５	３１０円	３４０円	１６ - ２０	４００円	４４０円	２１ - ２５	４９１円	５４０円	２６ - ３０	５８２円	６４０円	３１ - ３５	６８２円	７５０円	３６ - ４０	７８２円	８６０円	４１ - ４５	８８２円	９７０円	４６ - ５０	１，０２８円	１，１３０円	５１ - ６０	１，１７３円	１，２９０円	６１ - ７０	１，３５５円	１，４９０円	７１ - ８０	１，５２８円	１，６８０円	８１ - ９０	１，７１９円	１，８９０円	９１ - １００	１，９１０円	２，１００円
営業キロ	税抜運賃	運賃																																																			
１ - ３	１８２円	２００円																																																			
４ - ６	２２８円	２５０円																																																			
７ - １０	２６４円	２９０円																																																			
１１ - １５	３１０円	３４０円																																																			
１６ - ２０	４００円	４４０円																																																			
２１ - ２５	４９１円	５４０円																																																			
２６ - ３０	５８２円	６４０円																																																			
３１ - ３５	６８２円	７５０円																																																			
３６ - ４０	７８２円	８６０円																																																			
４１ - ４５	８８２円	９７０円																																																			
４６ - ５０	１，０２８円	１，１３０円																																																			
５１ - ６０	１，１７３円	１，２９０円																																																			
６１ - ７０	１，３５５円	１，４９０円																																																			
７１ - ８０	１，５２８円	１，６８０円																																																			
８１ - ９０	１，７１９円	１，８９０円																																																			
９１ - １００	１，９１０円	２，１００円																																																			

(3) 地方交通線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等賃率

営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率182キロメートルまでの部分19円60銭を21円60銭に変更する。

営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃

前にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	273円	300円
11 - 15	310円	340円
16 - 20	400円	440円
21 - 23	491円	540円
24 - 28	582円	640円
29 - 32	682円	750円
33 - 37	782円	860円
38 - 41	882円	970円
42 - 46	1,028円	1,130円
47 - 55	1,173円	1,290円
56 - 64	1,355円	1,490円
65 - 73	1,528円	1,680円
74 - 82	1,719円	1,890円
83 - 91	1,910円	2,100円
92 - 100	2,110円	2,320円

(4) 幹線と地方交通線を連続して乗車し、その営業キロが10キロメートルまでの場合

現行の運賃を、次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	273円	300円

2. 北海道旅客鉄道株式会社と北海道旅客鉄道株式会社以外の旅客会社の鉄道の営業線を連続して乗車する場合の鉄道の普通旅客運賃の基準額

(1) 鉄道の普通旅客運賃の基準額の計算方法及び端数計算

鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、平成7年12月22日(鉄業第91号)で運輸大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10を乗じ、10円

未満の額を四捨五入し10円単位とした額とする。

(2) 10キロメートルまでの普通旅客運賃の基準額

区分	幹線のみを乗車する場合		地方交通線のみを乗車する場合		幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合	
	営業キロ	税抜基準額	税抜基準額	基準額	税抜基準額	基準額
1 - 3	134	150	134	150	134	150
	円	円	円	円	円	円
4 - 6	172	190	172	190	172	190
	円	円	円	円	円	円
7 - 10	181	200	191	210	191	210
	円	円	円	円	円	円

3. 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

現行の運賃を平均22.6%引き上げ。

(2) 通学定期旅客運賃

現行の運賃を平均21.8%引き上げ。

4. 鉄道の特別急行料金

北海道新幹線の各駅相互間の特別急行料金の額は、現行料金を次のとおり変更する。

	新青森	奥津軽 いまべつ	木古内
奥津軽 いまべつ	2,030円		
木古内	4,000円	2,030円	
新函館 北斗	4,000円	4,000円	2,030円

5. その他

免税の運賃及び料金は消費税及び地方消費税を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。